

**お知らせ**  
**平成31年度固定資産税**  
**(家屋・土地)について**

▼**家屋の取壊し及び、未登記家屋の売買について**  
 固定資産税(家屋)は、毎年1月1日時点の所有者に課せられます。

家屋を取り壊された場合や、未登記家屋を売買した場合は、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡をいただかないと、翌年度以降も課税される場合があります。

取り壊し完了日が1月1日を過ぎると、翌年度の固定資産税は課税されることとなりますので、ご注意ください。

なお、建て替え目的以外で住宅を取り壊された場合は、その敷地(宅地)の固定資産税について、住宅用地特例措置(200平方メートルまでの土地について課税標準額を価格の6分の1の額とし、200平方メートルを超える部分は課税標準額を価格の3分の1の額とする措置)がなく、非住宅用地(課税標準額は原則として価格の10分の7)として課税されることとなります。

▼**住宅用地(宅地)の課税標準額について**

住宅用地につきましては、課税標準額の据置特例が廃止されており、住宅用地特例措置(200平方メートル以内の土地について課税標準額を価格の6分の1の額とし、200平方メートルを超える部分は課税標準額を価格の3分の1の額とする措置)の額に到達していない土地の課税標準額は、到達するまで毎年5パーセント上昇します。

▼**土地の現況地目の変更について**

固定資産税(土地)は、毎年1月1日時点の土地の状況によって課税されます。現況地目に変更があった場合は、調査が必要となりますので12月21日(金)までに申し出てください。

■**問い合わせ**  
町民課

☎893-1117

**お知らせ**  
**平成31年度**  
**償却資産の申告について**

▼**申告していただく方**  
 町内に事業用償却資産を所有している方(法人・個人などの別は問いません)は、

毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の規定により申告しなければなりません。  
 ※業種別の課税対象資産の例示は別表参照

▼**申告方法**

- (1)平成30年度の申告をされた方
- ↓平成30年12月中旬に申告の案内などを各事業所に送付します。
- (2)平成31年度初めて申告をされる方

↓申告書などの送付先を町民課又は各総合支所住民福祉課までご連絡ください。

▼**申告期限**

平成31年度償却資産の申告期限は1月31日(木)ですが、事務処理の都合上1月21日(月)までに申告ください。すようご協力をお願いします。

▼**償却資産の申告とは**

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けしている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品などを償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

▼**対象となる資産**

平成31年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- (1)耐用年数が経過し減価償却が終了している資産
- (2)建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3)遊休又は未稼働資産
- (4)改良費のうち資本的支出として資産計上した資産(本体とは区分して取扱いません。)
- (5)福利厚生のに供する資産
- (6)使用可能期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
- (7)取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法を適用して全額損金算入した資産
- (8)割賦購入資産で、割賦金の完済していない資産
- (9)テナントなどが取り付けた内装、造作、建築設備などの事業用償却資産(テナントなどが申告することになります。)

▼**対象とならない資産**

- (1)自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例、小型フォークリフト)

- (2)無形固定資産(例、特許権、実用新案権など)
- (3)観賞用、興行用に供する生物を除く馬、牛、果樹、その他の生物
- (4)耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入した資産
- (5)取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により、3年間一括で償却している資産

■**提出・問い合わせ**

- 町民課  
〒781-2192  
いの町1700-1
- ☎893-1117  
吾北総合支所住民福祉課  
〒781-2492  
いの町上八川甲1934
- ☎867-2300  
本川総合支所住民福祉課  
〒781-2601  
いの町長沢123-12
- ☎869-2112